

## 現物給付の対象範囲について

### ○議論の取りまとめ

本県の福祉医療制度の給付方式は、平成 13 年に県と市町村が設置した「福祉医療制度のあり方検討委員会」の提言に基づき、「現物給付方式を導入した場合の国の国民健康保険国庫負担金の減額調整措置（以下「国保減額措置」という）等に要するコストが大きい」等の理由により、「自動給付方式」を採用している。

この国保減額措置については、地方 6 団体が国に対して強く全廃を求めてきたものであるが、これらの声を受けて、国は、「未就学児までの国保減額措置を行わない」とする一部廃止を決定したところであり、この国の見直しにより、市町村における現物給付方式導入に係るコストが軽減されることから、現行の自動給付方式と比べ、受給者の利便性が向上する現物給付方式を導入することは適当であると考ええる。

なお、導入する範囲については、就学児以降について現物給付とした場合、国保減額措置に対する補填や健康保険組合における附加給付の停止に伴う事業費の増など、新たな経費を負担することになるため、各市町村の意向を最大限尊重する必要があるが、当検討会としては、県全体として、子育て支援・少子化対策を推進する観点から、全市町村「中学校卒業」までは、足並みを揃えることが適当であると考ええる。

また、県は、市町村が足並みを揃える環境を整備するため、所要の措置を講ずるよう検討することが適当であると考ええる。